

中華人民共和国

企業所得税法

中華人民共和国主席令 第六十三号

《中華人民共和国企業所得税法》はすでに中華人民共和国第十回全国人民代表大会第五次會議にて2007年3月16日に可決承認されたので、ここに公布し、2008年1月1日より施行する。

中華人民共和国主席 胡锦涛
2007年3月16日

中華人民共和国企業所得税法

(2007年3月16日 第十回全国人民代表大会第五次會議通過)

目次

- 第一章 總則
- 第二章 納税すべき所得額
- 第三章 納税額
- 第四章 徵税優遇
- 第五章 源泉徵収
- 第六章 特別納税調整
- 第七章 徵税管理
- 第八章 付則

第一章 總則

第一条 中華人民共和国国内にある企業及びその他の収入を取得している組織（以下はまとめて企業と称す）は企業所得税の納税人であり、本法の規定に従い、企業所得税を納税するものとする。

個人獨資企業と合名企業（訳者注：法人格が無い）は本法を適用しない。

第二条 企業は居民企業と非居民企業とに分ける。

本法で言う居民企業は、中国の法により中国国内に設立し、或いは外国（地域）の法律により設立されたが実際の管理機構が中国国内にある企業を指す。

本法で言う非居民企業とは、外国（地域）の法律によって設立され且実際の管理機構が中国内に無いが、中国内に設立された機構と拠点があり、或いは中国内にまだ機構と拠点を設立していないが、中国内を來源とする所得を有する企業を指す。

第三条 居民企業は中国内および中国外を來源とする所得の企業所得税を納税しなければならない。

非居民企業が中国内に設立した機構・拠点は、機構・拠点が取得した來源が中国国内の所得および中国国外で発生したがその機構・拠点が実際に関係を有する所得の企業所得税を納税しなければならない。

非居民企業が中国国内に機構・拠点をまだ設立していない或いはその機構・拠点を設立したが取得した所得がその機構・拠点と実際に関係ない場合は、來源が中国国内の所得の所得税を納税しなければならない。

第四条 企業所得税の税率は25%とする。

非居民企業が取得した本法第三条三項に規定された所得は20%の税率を適用する。

第二章 納税すべき所得額

第五条 企業の毎納税年度の収入総額から、徴税しない収入・免税収入・各項の控除および許される範囲の前年度損失の余額を差し引いた額を、納税すべき所得額とする。

第六条 企業は貨幣の形式と非貨幣形式の各種來源から取得した収入を以って収入総額とする。以下のものを包含する。

- (一) 貨物販売収入
- (二) 労務提供収入
- (三) 財産譲渡収入
- (四) 株式配当・利益配当などの權益性投資収入
- (五) 利息収入
- (六) 賃貸料収入
- (七) 特許権使用費収入
- (八) 寄付受け入れ収入
- (九) その他収入

第七条 収入総額中の下記の収入は徴税収入としない。

- (一) 財政分配金
- (二) 法により収取した財政管理の行政事業性収費および政府性基金
- (三) 国務院が規定するその他徴税しない収入

第八条 企業が実際に発生した取得収入と関係する合理的な支出、具体的にコスト・費用・税金・損失およびその他支出を、納税すべき所得額計算時にあらかじめ控除できる。

第九条 企業に発生した公益性の寄付金支出は、年度内利益総額の 12% 以内の部分を、納税すべき所得額計算時にあらかじめ控除できる。

第十条 納税すべき所得額計算時に、下記の支出は控除してはならない。

- (一) 投資者に支払った株式配当・利益配当などの権益性投資収益金
- (二) 企業所得税税金
- (三) 税収滞納金
- (四) 罰金・違約金および没収財産の損失
- (五) 本法第九条規定以外の寄付金支出
- (六) 賛助支出
- (七) 承認を経ていない準備金支出
- (八) 収入を得るのに無関係ないその他の支出

第十一条 納税すべき所得税額を計算する時、企業は規定に照らして計算した固定資産減価償却をあらかじめ控除してよい。

下記の固定資産は減価償却控除を計算してはならない。

- (一) 部屋・建築物以外のまだ使用していない固定資産
- (二) リース方式で借り入れた固定資産
- (三) 融資貸出し方式で貸し出した固定資産
- (四) すでに償却し終わったが継続使用の固定資産
- (五) 経営活動と無関係な固定資産
- (六) 単独で評価した固定資産記帳の土地
- (七) その他減価償却控除の計算をしてはならない固定資産

第十二条 納税すべき所得額を計算する時、企業は規定に照らして計算した無形資産償却費用をあらかじめ控除できる。

下記の無形資産は償却費用控除を計算してはならない。

- (一) 自社開発のための支出で既に納税すべき所得額を計算する時に控除した無形資産

産

- (二) 自ら作り上げたブランドイメージ
- (三) 経営活動と無関係な無形資産
- (四) その他償却費用控除を計算してはならない無形資産

第十三条 納税すべき所得額を計算する時、企業は発生した下記の支出を長期償却費用として、規定に照らして償却し、あらかじめ控除できる。

- (一) 既に償却が終了した固定資産の改造建設支出
- (二) 借り入れた固定資産の改造建設支出
- (三) 固定資産の大きな修理支出
- (四) その他長期償却待ち費用とすべき支出

第十四条 企業が対外投資している期間、投資資産のコストは納税すべき所得額を計算する時に控除してはならない。

第十五条 企業の使用或いは販売した在庫品は、規定に照らして在庫品原価を計算し、納税すべき所得額を計算する時に控除できる。

第十六条 企業の資産譲渡はこの資産の正味の値を、納税すべき所得額を計算する時に控除できる。

第十七条 企業は企業所得税の納税額を総括計算する時、その中国外の営業機構の損失を、中国内の営業機構の利益から相殺する事はできない。

第十八条 企業は納税年度に発生した損失を、以後の年度に繰越し、以後の年度の所得を用いて補填することができる。但し、繰越し年限は最長五年を越える事はできない。

第十九条 非居民企業が取得した本法第三条3項規定の所得は、下記の方法に照らしてその納税所得額を計算する。

- (一) 株式配当、利益配当など權益性投資収益と利息・リース料・特許権使用費用所得は収入全額を納税すべき所得額とする。
- (二) 財産譲渡所得は収入全額を財産正味値から減除した後の余額を納税すべき所得額とする。
- (三) その他所得は前の二つの条項規定の方法により納税すべき所得額を計算する

第二十条 本章規定の収入・控除の具体的範囲と標準および資産の税務処理の具体的方法は国務院の財政と税務の主管部門が規定する。

第二十一条 納税すべき所得額計算の時、企業財務・会計処理方法と徴税法律・行政法規の規定が不一致の時は、徴税法律・行政法規の規定に従って計算すべきである。

第三章 納税すべき金額

第二十二条 企業の納税すべき所得額に適用税率を乗じ、本法の徴税優遇規定に照らして減免と相殺の税額を減除した後の余額を納税すべき額とする。

第二十三条 企業が取得した下記の所得は、中国国外において既に納入した所得税額については、当期の納税すべき金額から相殺でき、相殺限度額は当該項所得を本法規定の計算方法に照らして計算した納税すべき金額とする。相殺限度額を超えた部分は、以後の5年度以内にて毎年度相殺限度額から当年の相殺税額を相殺した後の余額を用いて補填することができる。

- (一) 居民企業の中国国外を来源とした納税すべき所得
- (二) 非居民企業が中国国内に設立した機構・拠点の取得した中国国外に発生した当該機構・拠点と実際に関係した納税すべき所得。

第二十四条 居民企業が直接或いは間接に支配する外国企業の中国国外を来源とする株式配当・利益配当などの權益性投資収益から、外国企業が中国国外において実際に納入した所得税税額中で当該項の所得負担に属する部分を、当該居民企業の相殺できる国外所得税額とすることができ、方法第二十三条に規定された相殺限度額内にて相殺する。

第四章 徴税優遇

第二十五条 国家は重点支援と発展促進の対象産業とプロジェクトに対して企業所得税優遇を与える。

第二十六条 企業の下記の収入は免税収入とする。

- (一) 国債利息収入
- (二) 条件に適合した居民企業間の株式配当・利息配当などの權益性投資収益
- (三) 中国国内に機構・拠点を設立している非居民企業が居民企業から取得した当該

機構・拠点と実際に関係を有する株式配当・利益配当などの権益性投資収益
(四) 条件に適合した非営利公益組織の収入

第二十七条 企業の下記所得は企業所得税の免除・減額徴収して良い。

- (一) 農業・林業・牧畜業・漁業プロジェクトに従事した所得。
- (二) 国家重点支援の公共基礎施設プロジェクトへの投資し経営した所得。
- (三) 条件に適合する環境保護・省エネ・節水プロジェクトに従事した所得。
- (四) 条件に適合する技術譲渡所得。
- (五) 本法第三条第三項に規定の所得。

第二十八条 条件に符合する小型で利益の少ない企業に対して、20%の税率で企業所得税を徴収する。

国家が重点支援する高技術企業に対して、15%の税率で企業所得税を徴収する。

第二十九条 民族自治地方の自治機関は、本民族自治地方の企業が納税すべき企業所得税中で、地方享受に属する部分を、減額徴税あるいは免税を決定することができる。自治州・自治県が減額徴税あるいは免税を決定する場合、省・自治区・直轄市人民政府に報告し承認を得なければならない。

第三十条 企業の下記の支出は納税すべき所得額を計算する時に、控除に加える事ができる。

- (一) 新製品・新技術・新生産技術開発の研究開発費
- (二) 身体障害者と国家が奨励するその他就業人員に支給した賃金。

第三十一条 国家が必要とする重点支援と奨励する分野に投資するベンチャー企業に対して、投資額の一定比率を納税すべき所得額と相殺して良い。

第三十二条 企業の固定資産が技術進歩などの原因で加速償却が確かに必要になったとき、償却年限を短縮し或いは加速償却方式を採用してよい。

第三十三条 企業が資源を総合利用し、国家の産業政策規定に適合する製品を生産して取得した収入は納税すべき所得額を計算する時に収入を減額計上して良い。

第三十四条 企業が環境保護・省エネ節水・安全生産など専用設備の購入に用いた投資額は一定の比率で税額の相殺を行ってよい。

第三十五条 本法で規定している税収優遇の具体的方法は、国務院が規定する。

第三十六条 国民経済と社会発展の必要に応じて、或いは突発事件などの原因で、企業経営活動に重大な影響が生じる時、国務院は企業所得税の専門的な優遇政策を制定し、全国人民代表大会常務委員会に届出する。

第五章 源泉徴収

第三十七条 非居民企業が取得した本法第三条三項の規定の所得の納税すべき所得については、源泉徴収が実行され、支払人は徴収の義務人となる。税金は徴収の義務人が毎回支払い或いは支払い期日になった時、支払いまたは支払うべき金額項目の中から源泉徴収する。

第三十八条 非居民企業が中国国内において取得した工事作業と労務所得の納税すべき所得税については、税務機関が工事価額或いは労務費の支払人を源泉徴収義務人に指定してよい。

第三十九条 本法第三十七条、第三十八条の規定に従って源泉徴収すべき所得税は、源泉徴収義務人が法に従って徴収せず或いは徴収義務を履行することが出来ない場合、納税人によって所得の発生地にて納税する。納税人が法に従って納税していない時、税務機関は当該納税人の中国内におけるその他収入項目の支払人が支払うべき金額項目中より、当該納税人の納税すべき税額を追徴してよい。

第四十条 源泉徴収義務人は毎回代わって徴収した税金を、代わって徴収した日から七日以内に国庫におさめること。併せて所在地の税務機関に対して企業所得税源泉徴収報告書を提出する。

第六章 特別納税調整

第四十一条 企業とその関連方との間の業務取引が独立取引の原則に適合せず、その企業或いは関連方の納税すべき収入又は所得額を減少させた場合、税務機関は合理的な方法によって調整する権限を有する。

企業とその関連方が共同して無形資産の開発・譲受をした場合、或いは共同して労務の提供・受け入れをした場合に発生するコストについて、納税すべき所得額を計算する時、

独立取引の原則に則って費用分担を行うべきである。

第四十二条 企業はその関連方との業務取引の価格原則と計算方法を税務機関に提出でき、税務機関と協議・確認後、予約価格を決定できる。

第四十三条 企業は税務機関に対して年度企業所得税納税報告書を提出する時、その関連方との間の業務取引について年度関連業務取引報告書を添付すべきである。

税務機関は関連業務調査の時、企業とその関連方および関連業務調査と関連のあるその他企業は規定に従って関連資料を提供しなければならない。

第四十四条 企業がその関連方との業務取引資料を提供せず、或いは虚偽の、不完全な資料を提供し、その関連業務取引の状況が真実を反映していない場合、税務機関は法により納税すべき所得税を決定する権限がある。

第四十五条 居民企業によって、或いは居民企業と中国居住者が支配する本法第四条第一項規定の税率より実際に税負担が顕著に低い水準の国家（地区）に設立された企業が、合理的な経営の必要による利益不分配或いは減額分配とは言えない場合、上述の利益中で当該居民企業に属すべき部分は、当該居民企業の当期の収入としなければならない。

第四十六条 企業はその関連方から受け取った債権制投資と権益性投資の、比率が規定基準を超えて発生した利息支出を、納税すべき所得額を計算する時に控除してはならない。

第四十七条 企業が実際にその他の合理的な商業目的を具備していない手配によって納税すべき収入或いは所得を減少させた時、税務機関は合理的方法に照らして調整する権限を有する。

第四十八条 税務機関は本章規定に照らして納税調整を行う。徴税が必要な場合は追加徴税を行い、且つ国务院の規定に従い利息を含めて追徴する。

第七章 徴税管理

第四十九条 企業所得税の徴収管理は本法規定の外、《中華人民共和國稅收徵收管理法》の規定に準拠して執行する。

第五十条 徴税法律・行政法規で別に規定する場合を除いて、居民企業は企業登記登録地

を以って納税地点とする。但し、登記登録地が中国国外の時、実際の管理機構の所在地を以って納税地点とする。

居民企業が中国国内に法人資格を持たない営業機構を設立したときは、一括計算して企業所得税を納税すべきでる。

第五十一条 非居民企業が本法第三条第二項の規定で取得した所得は、機構・拠点の所在地を以って納税地点とする。

非居民企業が中国国内に設立した二個或いは二個以上の機構・拠点は、税務機関が審査承認し、その主要機構・拠点が企業所得税を纏めて納税する事を選択してよい。

非居民企業が取得した本法第三条第三項規定の所得は、源泉徴収義務人の所在地を以って納税地点とする。

第五十二条 國務院の別の規定がある場合を除き、企業間の企業所得税を合併して納税する事は出来ない。

第五十三条 企業所得税は納税年度に従って計算する。納税年度は公暦の1月1日より12月31日までとする。

企業が一納税年度の間で開業した時、或いは途中で終了した時、当該納税年度の実際の経営期間が12ヶ月に足りないが、その実際の経営期間を以って一納税年度とする。

企業が法により清算を行う場合、清算期間を一納税年度とする。

第五十四条 企業所得税の月毎或いは四半期毎の預納する。

企業は月或いは四半期の終了の日から15日以内に、税務機関に対して予納する企業所得税納税申請報告書を提出し、税金を予納しなければ成らない。

企業は当年度終了の日から五ヶ月内に、税務機関に対して年度企業所得税納税申告書を提出し、纏めて計算し追納又は予納余剰税金の清算を行う。

企業は企業所得税納税申告書を提出する時、規定に照らして財務報告書とその他関係資料を添付しなければならない。

第五十五条 企業が年度の途中で営業活動を停止する時、実際の経営停止の日から六十日以内に税務機関に対して当期の企業所得税のまとめ清算をしなければならない。

企業は登記取消し処理を行う前に、その清算所得に就いて税務機関に申告し法によって企業所得税を納税しなければならない。

第五十六条 本法によって納税される企業所得税は人民元を以って計算される。人民元以外の貨幣で計算された所得は人民元に換算して計算し納税される。

第八章 付則

第五十七条 本法公布前に既に設立が認可された企業に関しては、当時の税法法律・行政法規の規定により、低い税率優遇を享受しているものは、國務院の規定に従って本法施行後 5 年以内に本法規定の税率に徐々に移行する。定期減免税優遇を享受しているものは、國務院の規定に従って、本法施行後に優遇期限満了まで継続享受して良い。但し、利益が無いのでまだ優遇を享受していないものは、優遇期限を本法施行年度より起算する。

法律により設置された対外経済合作と技術交流を發展する特定地区内、及び國務院が上記地区特殊政策を執行すると既に規定した地区内において、新規に設立され国家が重点支援する高新技術企業に関して、過渡的な税法優遇を享受して良い。具体的な方法は國務院により規定する。

国家が既に確定したその他の奨励類企業については、國務院の規定に従って減免税優遇を享受して良い。

第五十八条 中華人民共和国政府が外国政府と締結した関連租税協定が本法の規定と合致しない場合は、協定の規定に照らして処理する。

第五十九条 國務院が本法に基づき、実施条例を制定する。

第六十条 本法は 2008 年 1 月 1 日より施行する。1991 年 4 月 9 日第七次全国人民代表大会第四次會議で議決した《中華人民共和国外商投資企業と外国企業所得税法》と 1993 年 12 月 13 日に國務院が發布した《中華人民共和国企業所得税法暫定条例》は同時に廃止する。

注記：

本中華人民共和国企業所得税法の中国国内において法的効力を有する正式文書は中国語で制定され公布されたものであり、この日本語版は参考として使用することはできません、中国国内において法的効力をもつ正式文書としては使えません。

また、この日本語版は中国文を可能な限り正確に日本語に翻訳すべく努めましたが、この日本語版の文言や訳文を使用して生じるかもしれない如何なる結果や影響に対しても責任を負うものではありません。